

和歌山大学総合研究棟オープンラボの運用内規

制 定 平成15年 7月25日

最終改正 平成16年 4月 1日

- 1 和歌山大学共用スペース利用要項（以下「利用要項」という。）に基づき、和歌山大学総合研究棟1階に、オープンラボを設置する。
- 2 オープンラボは、利用要項に基づき利用するものとする。
- 3 国立大学法人和歌山大学固定資産管理規程に基づく取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 監守者は、当該オープンラボの利用代表者とする。
 - ② 補助監守者は、当該オープンラボの利用代表者が定める。
- 4 和歌山大学防火規程に基づく取扱いは、次のとおりとする。

防火担当責任者及び火元責任者は、当該オープンラボの利用代表者が定める。
- 5 オープンラボの利用者の決定に関する事務は、施設整備課が行う。
- 6 オープンラボの維持管理に必要な負担額は、別に定める。

附 則

- 1 この運用内規は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 要項第4の規定にかかわらず、平成18年3月31日までベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及び学生自主創造科学センターが、優先的に利用するものとする。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第164号）

この改正内規は、平成16年4月1日から施行する。